

横手市自治基本条例

法律関係等用語集

この「法律関係等用語集」は、横手市自治基本条例や付属する資料で使用されている法律的な専門用語などに関して、それらの定義や意味を分かりやすく記載したものです。

今後は、本条例の見直し作業に合わせ、この用語集についても個々の用語を再点検し、必要に応じて修正作業を行ってまいります。

横手市自治基本条例の理念や内容について、市民の皆様に、理解を深めていただくために、この「法律関係等用語集」が少しでもお役に立つことを願っています。

横 手 市

第 1 条 関連<条例>

日本国憲法は、地方公共団体に対して、「条例（規則を含む。）」を制定する権利（自治立法権）を保障しています。「条例」は、地方自治体がこの自治立法権に基づいて定めることができる法規の 1 つです。地方自治法の定めにより、「条例」を制定・改定・廃止する場合には、規則とは異なり、地方公共団体の議会の議決が必要となります。

※「規則」は、地方公共団体の長が発するもので、主として、行政上の活動や手続関係（権限に属する事務）を定めるものです。

※「地方公共団体」とは、日本国内の一定地域（都道府県や市町村）において、その地域住民を構成員として、憲法や法律が定めた自治権に基づいて、その地域内の行政を行う団体をいいます。

第 1 条 関連<日本国憲法>

「日本国憲法」とは、大日本帝国憲法（明治憲法）に代わって、昭和 22 年 5 月 3 日に施行された日本の憲法典をいいます。「日本国憲法」は、前文と 11 章 103 条から成り立っています。

第 1 条 関連<地方自治>

「地方自治」とは、地方公共団体はその権限と責任において、国家から独立し、地域住民の意思に基づいて、管轄する地域の政治と行政を自主的に処理することをいいます。

第 1 条 関連<地方自治の本旨>

「地方自治の本旨」とは、地方自治の基本的な精神を表すためにつくられた言葉で、横手市などの地方公共団体が、その組織や行政運営に関する内容を条例等で定めようとする場合に守るべき基準とされています。

この考え方は、国から独立した地方公共団体に、管轄する地域の政治や行政をゆだね、地域住民の意思を尊重し処理するという原則にたっています。日本国憲法第 92 条では、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」と規定されています。

第2条関連〈行政委員会〉

「行政委員会」とは、地方自治法第180条の5の規定に基づいて、地方公共団体に設置しなければならない委員会や委員のことをいいます。

横手市には、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会があります。

「教育委員会」とは、都道府県や市町村などに置かれ、教育に関する事務を管理・執行する役割を持つ組織をいいます。

「選挙管理委員会」とは、都道府県や市町村に設置され、選挙に関する事務を行う合議制の組織をいいます。主に、市町村の「選挙管理委員会」は、市町村議会の議員・市町村長・農業委員会の委員の選挙に関する事務を管理します。

「監査委員」とは、普通地方公共団体に設置される組織の1つです。その普通地方公共団体において、財務に関する事務が、適切に行われているかを監督・検査する役割を担っています。

「公平委員会」とは、人事委員会を置かない市町村において、条例に基づき設置される委員会で、次のような役割があります。

①職員の勤務条件に関する要求の審査と判定

②職員への不利益な処分に対する不服申立てに関する決定

人事委員会は、地方公務員のための組織で、都道府県や指定都市には必ず設置することとなっています。また、人口が15万人以上の市や特別区には、人事委員会か「公平委員会」を置くこととされています。

「農業委員会」とは、地方自治法及び農業委員会等に関する法律の規定に基づいて、市町村に設置される組織です。「農業委員会」は、農地の売買や農地の転用などに関して、無秩序な農地開発を監視したり、抑制したりする役割を担っています。

「固定資産評価審査委員会」とは、市町村に設置される組織で、中立的かつ専門的な立場から固定資産税台帳の価格に関して、不服の審査を行うなどの役割を担う組織です。

第 2 条 関連<特定非営利活動法人>

民間のボランティア活動を促進するため、営利を目的としない活動を行う団体に対して、法人という資格を与える特定非営利活動促進法が、平成 10 年に制定されました。この法律に基づいて設立された法人を、「特定非営利活動法人」（通称、NPO 法人）といいます。

第 2 条 関連<法人>

「法人」とは、自然人以外のもので、法律上の権利義務の主体とされているものです。第 2 条で使用している「法人」とは、法律に基づいて、権利と義務を有する社会的活動の単位となっている組織体をいいます。

第 2 条 関連<地方公共団体>

「地方公共団体」とは、日本国内の一定地域（都道府県や市町村）において、その地域住民を構成員として、憲法や法律が定めた自治権に基づき、その地域内の行政を行う団体をいいます。

第 5 条 関連<権利>

ある一定の利益を主張しその利益を受け取れることを、法律等が資格を有する者に認めた力を「権利」といいます。「権利」は、ある事をしてよい（作為）、または、しなくてもよい（不作為）という資格とも定義されます。

第 5 条 関連<公共の福祉>

「公共の福祉」という概念は、人の有する権利が相互に衝突することを避け、他人との調和を図るための調整原理と考えられており、日本国憲法においてもこの概念を用いています。

第 6 条 関連<議会>

「議会」は、公選された市議会議員を構成員とし、条例や予算の制定などの重要な意思決定に際し、決定する権限を有する合議体をいいます。

第 8 条 関連<説明責任>

市民に対する責任の一環として、市民が必要とする行政関連情報を正確に知らせるべきとする責務を「説明責任」、または、アカウントビリティといいます。

第 1 1 条 関連<総合計画>

「総合計画」は、まちづくりに関する全ての分野にわたって、長期的かつ計画的な基本指針となるもので、基本構想・基本計画等で構成されています。

第 1 3 条 関連<パブリックコメント>

「パブリックコメント」とは、行政機関が、立法・政策・制度について最終決定を行う前に、その案を公表して公衆から意見を求め、その意見を踏まえて最終的に決定するという仕組みをいいます。「パブリックコメント」は、意見提出手続、または、意見募集手続ともいわれます。

日本では、平成 1 1 年の閣議決定によって、「パブリックコメント」の手続が制度化され、地方公共団体においても、この手続がとられる場合が多くなってきています。

第 1 4 条 関連<審議会>

「審議会」とは、地方公共団体が法律や条例に基づいて設置する附属機関の一つです。地方公共団体による政策の立案から具体的な事業の実施における各過程で、学識経験者などの意見を反映させるために、「審議会」を設ける例が多く見られます。

第 1 4 条 関連<法令>

「法令」とは、一般的には、国会が制定する法律、国の行政機関が制定する命令、地方自治体の法規である条例や規則などを合わせて呼ぶ際に用いられます。

第 1 4 条 関連<附属機関>

行政機関に附属し、行政機関が行政事務を管理執行するに当たり、その前提として必要な事項に関して、審査・審議・調査等を行うために設置される組織を「附属機関」といいます。地方公共団体では、法律や条例に基づき、「附属機関」として、審査会や審議会などが設置されます。

第 1 7 条 関連<住民投票>

住民投票は、地方自治法の規定に基づいて実施されるもので、市独自の制度ではありません。横手市自治基本条例では、市の重要な政策等について、住民の皆様から直接的に意思を確認する手段として、別に条例を定め、住民投票の制度を設け実施することができるとしています。

住民の皆様を直接確認する必要がある事案や、投票の資格を有する人の範囲をどのように規定するかについては、それぞれの事案によって異なると考えられます。このことから、住民投票に関する具体的な事項は、議会の議決を経て制定された条例に基づいて委任される規則で定めることとしています。

住民投票の結果については、市政の重要な事項を判断する場合において、多数の住民の意思が表明されたことを重く受け止める必要があります。よって、横手市自治基本条例では、住民投票の結果を尊重することとしています。

第 1 9 条 関連<規則>

この条例で使用している「規則」は、地方公共団体の長が発するもので、主として、行政上の活動や手続関係（権限に属する事務）を定めるものです。

第 20 条関連<市民検討委員会>

本条例の策定作業に当たりましては、平成 23 年 6 月に、市民 20 名から構成される「横手市自治基本条例市民検討委員会」を設置しました。

同委員会の皆様には、条例に規定すべき項目や内容についてご検討頂き、平成 24 年 9 月 26 日、「横手市自治基本条例検討結果報告書（条例素案）」というかたちで、市長に提出されました。

市では、この結果報告書を基に、条文化の作業を進め、委員の皆様の思いや考えを条例に反映させています。

条例の解説文や関連資料においては、「横手市自治基本条例市民検討委員会」を「市民検討委員会」と略し、用語を使用しています。

第 21 条関連<委任>

第 21 条で使用している「委任」とは、この条例を制定し運営していくに当たって、具体的に必要となる決まりごとに関しては、別の条例や規則などで定めることを意味しています。

第 21 条関連<附則>

通常、法令の内容は、本則と「附則」から成り立っています。

本則には、法令が目的としている実質的な規定が設けられます。本則は、題名の次から始まりますが、その法令の中に、本則と表示されることはありません。

一方、「附則」には、施行した期日、経過の措置、関係する法令の改廃など、その法令に付随する内容が置かれます。「附則」は、その法令の最後に置かれ、「附則」と表示して、そこから付随的な部分を記述される旨を表しています。